



JAの 遺言信託



JA/JA神奈川県信連



次世代への承継のために

目 次

●はじめに	P2
●遺言信託とは	P3
●遺言が必要な方	P4
●遺言の形式	P5
●遺言でできること	P6
●遺言信託のしくみ	P7～P10
●相続にともなう諸手続	P11
●おもな必要書類	P12
●相続Q&A	P13・14
●費用のご案内	P15

「先祖代々受け継いできた農地や自分自身が築き上げた財産を、自分の子供たちへどうしたら承継できるか。」

「これまで自分を支えてきてくれた家族に、どのように感謝の気持ちを伝えたらよいか。」

ご家族への想いは、尽きないことでしょう。

私たちは、あなたのこうした想いを実現する方法として、「遺言信託」をおすすめいたします。

「子供たちには、遺された財産を円満に分け合い、幸せに役立てて欲しい。」

しかし、実際には全員が納得する遺産分割は難しいものです。また、遺産の分割や相続税の納付、複雑な法律や納税などについても考えておく必要があります。

私たちは、あなたの想いを最大限に尊重するため、遺言書の作成に関するアドバイスから遺産分配の手続まで、責任をもってお手伝いさせていただきます。お気軽にJAの「遺言信託」をご活用ください。



遺言信託とは

あなたの想いを 確実に実現するために

なぜ、遺言が必要なのでしょう。
その答えは遺言は法定相続に優先するということです。
あなたの想いを実現するために、ご自身のお考えのとおり財産の分配ができます。

相続の問題は、将来かならず発生することがわかっている、
なかなかご自身の問題として考えにくいものです。
遺言は、「**家族がいつまでも仲良く暮らしていけるように**」、
また「**先祖から受け継いだ大切な財産を円滑に引き継がせたい**」といった
あなたの気持ちを伝える大きな役割を果たします。

JAの遺言信託では、
財務コンサルタントが相続全般に関するご相談や遺言書作成のお手伝いをしております。
公証人によって、作成されました公正証書遺言の「正本」を、
JA神奈川県信連が責任をもってお預かりします。
また遺言執行者に就職した場合、将来の相続発生時には、
遺言にもとづいた執行手続を誠実にを行います。

まずはみなさまの身近なJAまでご相談ください。



遺言が必要な方

次のような方々に、 遺言がお役に立ちます

遺言があれば、相続人全員での分割協議の必要がなくなり、
円満な遺産相続手続が期待できます。
最近では、遺言書を作成する方が年々増えています。

農業や事業の後継者などに事業用の資産を相続させたい方

農地などは分割して相続すると、農業経営がなりたたなくなる場合があります。遺言で後継者を中心に事業用の資産を配分し、事業の承継などに配慮することができます。

相続争いを未然に防ぎ、円満に遺産分割を済ませたい方

普段は仲の良い家族だからといっても、相続が発生するとご遺族の間で争いがおきることがあります。また、相続税の申告期限内に遺産分割協議を済ませておかないと、小規模宅地等の評価軽減や配偶者の税額軽減のように、相続税法上の特例が使えないことがあります。遺言があれば、遺産分割協議の必要がなく、相続手続も円滑にすすめることができます。

相続対策などでお借入れのある方

事業性資金のお借入れの残高が残っている場合、お借入れとアパートなどを同一の人に承継させ、家賃などの収益でスムーズな返済が可能となります。

夫婦間に子供のいない方

永年連れ添った配偶者の生活に配慮しておきたい場合など、遺言ですべての財産を配偶者に残すことができます。



遺言は公正証書で作成することをおすすめします

遺言は、相続時のトラブルを防ぐ大きな効力があります。
ご自身の意思にそった財産配分をスムーズに行うため、
「遺言の作成」をおすすめします。
遺言は、民法で定められた方式として
「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」などがあります。
JA神奈川県信連がお預かりする遺言書は、「公正証書遺言」のみです。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	●遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述し、公証人が作成します。(口述できない場合は、通訳人による通訳によります。)	●遺言の全文、作成した日付、氏名をすべて自筆で書き、押印します。 ●内容の加除訂正は、決められた方式により押印、署名等が必要です。 ●「財産目録」に限り、パソコンで作成したり、貯金通帳などのコピーを添付する方法が可能です。
長所	●公証人が作成するため、内容が明確で、形式不備がありません。 ●偽造、変造および紛失の心配がありません。 ●家庭裁判所の検認が不要で、すぐに相続手続きができます。	●いつでも作成できます。 ●誰にも知られず作成できます。 ●簡単に書き直しができます。 ●作成に費用がかかりません。 ●2020年7月10日以降は、公的機関(法務局)の保管制度の有料利用も可能となりました。
留意点	●利害関係のない証人2名以上の立会いが必要です。 ●公正証書作成費用が必要です。	●形式不備、内容が不明確等の理由で、遺言が無効になり、トラブルとなる可能性があります。 ●偽造、変造、紛失および隠匿などの心配があります。 ●家庭裁判所の検認が必要です。(ただし、2020年7月10日以降に、法務局の保管制度を利用した場合は不要です。)



遺言は、自分の遺産を家族にどのように配分したいのかを意思表示するものです

遺言でできるおもな事項は、次のようなものです。

相続に関すること

○法定相続割合と異なる割合の指定

○遺産分割方法の指定

○推定相続人の廃除とその取り消し

財産の処分に関すること

○法定相続人以外の者への遺贈

○社会に役立てるための寄付

遺言の執行に関すること

○遺言執行者を指定すること

身分に関すること

○子の認知

○未成年後見人または未成年後見監督人の指定

JAで取扱う遺言信託は、財産に関するもののみが認められており、「身分に関すること」については、お受けすることができません。



遺言作成のご相談から 遺産分配の手続が完了するまで 安心しておまかせください

～JAの遺言信託には、「**管理コース**」と「**執行コース**」があります～

STEP 1

遺言書の作成

① 遺言書作成のご相談

- JA神奈川県信連の財務コンサルタントが遺言の趣旨、家族構成、受遺者、財産の内容をお聞きします。
なお、戸籍謄本や固定資産税課税明細書など、相続人や所有財産に関する資料等をご準備ください。
- 財産の概算を評価して、財産の配分等についてのご相談をお受けします。
- 事業の承継などに関するアドバイスをいたします。

② 遺言書の文案作成

- 財産配分についてのお考えをお聞かせいただき、お考えにそった内容の遺言書の文案を作成いたします。
- 公証人との遺言書の文案調整をお手伝いいたします。

③ 遺言公正証書の作成

- 遺言者の口述をもとに、公証人が遺言書を作成いたします。
- 遺言公正証書の作成には、証人2名以上の立会いが必要です。
証人はJAでお引受けすることができます。

STEP 2

遺言書の保管

④ 遺言公正証書のお預かり

- 遺言公正証書の正本を相続の発生時まで大切にお預かりいたします。
- 「遺言書の保管に関する契約書」(管理コース)または、「遺言執行者指定および遺言書保管に関する契約書」(執行コース)を締結いたします。
- 相続発生の通知をしていただける人(相続開始通知者)を指定していただきます。

⑤ 定期的なご照会

- 財産配分の変更、土地等の購入や売却およびご家族の異動など、お預かりしている遺言内容との変更がないかどうかを定期的にご確認させていただきます。
- 変更があった場合は、書換えの有無等をご相談させていただきます。

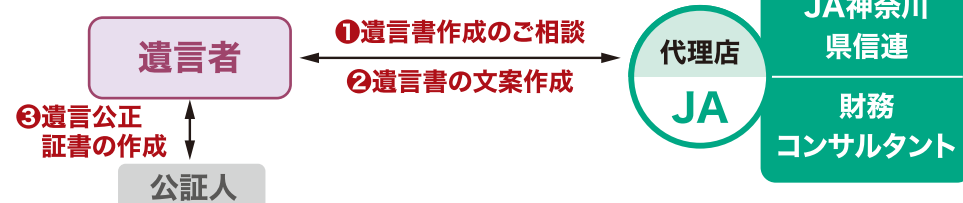
執行コース

管理コース

STEP 1 P.8

遺言書の作成

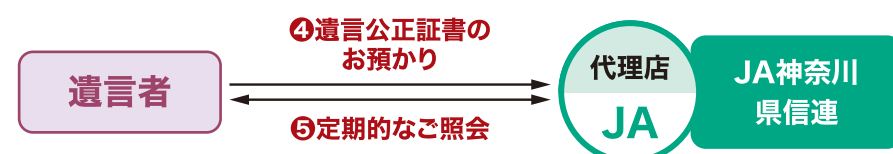
遺言の作成にかかるご相談は、JA神奈川県信連の財務コンサルタントがお引き受けいたします。



STEP 2 P.8.9

遺言書の保管

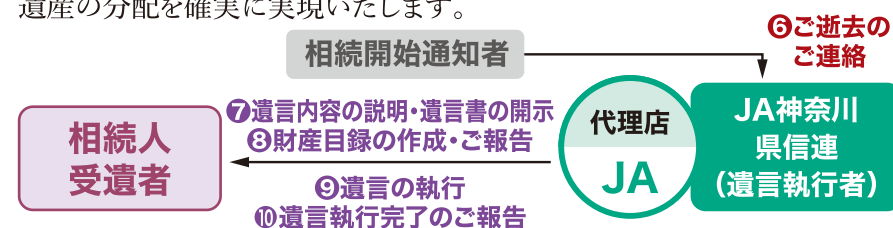
JA神奈川県信連が、遺言公正証書の「正本」を大切に保管いたします。財産の配分方法の変更、土地等の購入や売却およびご家族の異動などを定期的にご確認させていただきます。



STEP 3 P.9

遺言の執行(執行コースのみ)

相続発生のご連絡を受けて、JA神奈川県信連が遺言執行者に就職いたします。遺言書に記載されている内容にしたがい、遺産の分配を確実に実現いたします。





遺言信託のしくみ

STEP
3

遺言の執行

⑥ ご逝去のご連絡

- 相続が発生しましたら、あらかじめご指定いただいた相続開始通知者からご連絡をいただきます。
- 管理コースの場合は遺言書をご返却いたします。

⑦ 遺言内容の説明・遺言書の開示

- 相続人および受遺者のみなさまに、お預かりしていた遺言書をすみやかに通知いたします。
- 遺言執行者に就職するにあたっては、遺言書の開示をいたします。

⑧ 財産目録の作成・ご報告

- 遺産の確認を行い、相続財産目録を作成いたします。
- 相続人および受遺者のみなさまに、財産内容をご報告いたします。

⑨ 遺言の執行

- 遺言の内容にそって、相続人および受遺者のみなさまに遺産の分配を行います。（預貯金、有価証券、不動産等の名義変更手続など。）

⑩ 遺言執行完了のご報告

- すべての執行手続が完了しましたら、遺言執行手続完了報告書を作成いたします。
- 相続人および受遺者のみなさまにご報告し、ご承認をいただきます。

◎遺言公正証書の書式文例

〇〇年 第〇〇〇号

遺言公正証書

本職は遺言者農協太郎の嘱託により証人〇〇〇〇〇〇、証人〇〇〇〇〇〇の立会いのうえ、次の遺言の趣旨の口授を筆記しこの証書を作成する。

第一条 遺言者は、遺言者が所有する下記財産を遺言者の妻農協花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

- (1) 土地
- | | |
|----|---------------|
| 所在 | 神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目 |
| 地番 | 〇〇番 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 〇〇〇.〇〇平方メートル |
- (2) 預貯金
- 〇〇農業協同組合〇〇支店の貯金、及びその他の債権全額

第二条 この遺言の執行者として次の者を指定する。
神奈川県横浜市中区海岸通一丁目2番地の2
神奈川県信用農業協同組合連合会

本旨外要件

神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
遺言者 農協 太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記は本職面識がないので印鑑証明書の提出によって人違いでないことを証明させた。
神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番
証人 〇〇〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番
証人 〇〇〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記遺言者および証人に読み聞かせたところ各自筆記の正確なことを承認し
下記にそれぞれ署名捺印する。

農協 太郎 印
〇〇〇〇〇 印
〇〇〇〇〇 印

この証書は民法第九六九条第一号乃至第四号の方式に従い作成し、同条第五号に基づき署名捺印する。

〇〇年〇〇月〇〇日 本職役場にて
神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇法務局所属
公証人 〇〇〇〇〇 印



相続では、
次のようなお手続が必要になります

	葬 祭	相続手続	税金・法律
	相続の開始		
1か月以内	●通夜・葬儀 ●初七日法要など	●死亡の届出 ●戸籍(除籍)謄本の取り寄せ ●社会保険への埋葬料の請求 ●国民年金、健康保険の切り替え ●生命共済(保険)金の請求 ●高額医療費の還付申請	●遺言書の検認を 家庭裁判所に申立て (公正証書遺言、および 2020年7月10日以降、 法務局の保管制度を 利用した自筆証書遺言の 場合を除く)
3か月以内	●四十九日法要など ●納骨 ●香典返し	●遺産・債務の把握 ●法定相続人・受贈者の確定	●相続の放棄 または限定承認を 家庭裁判所に申述、 申立て
4か月以内		●遺産や債務の調査・確定 ●遺産の評価・鑑定 ●事業承継の検討	●所得税の準確定申告 (納税・還付)
10か月以内		●遺産分割協議書の作成 ●不動産の所有権移転登記 ●預貯金・株式などの名義変更	●納税猶予の申告 ●相続税の申告・納税

※相続税の申告期限内に遺産分割協議の合意を済ませ、相続税の申告を済ませて
おかないと、小規模宅地等の評価上の軽減措置、配偶者の税額軽減、相続税の納税
猶予等、相続税法上の特例を使えないことがあります。

◎遺言公正証書作成に必要となるおもな書類

必要書類	入手先
戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票等	本籍地の市区町村役所(場)
印鑑証明書	住所地の市区町村役所(場)
不動産登記簿謄本、公図	法務局(登記所)
固定資産税評価額証明書等	住所地の市区町村役所(場)
預貯金、国債、株式等の金融資産明細	取引金融機関

◎相続手続に必要となるおもな書類

必要書類	入手先
死亡診断書	病院・医師
戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票	本籍地の市区町村役所(場)
認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法務局(登記所)
印鑑証明書	住所地の市区町村役所(場)
住民票、住民票除票	住所地の市区町村役所(場)
不動産の登記簿謄本、公図	法務局(登記所)
固定資産税評価額証明書、名寄帳	住所地の市区町村役所(場)
各種金融機関の残高証明書	取引金融機関
債務明細書と残高証明書	債権者
葬儀関連費用の明細、領収書	葬儀社、関係者
遺言書(自筆遺言の場合は検認済※のもの)	相続人等
遺産分割協議書	相続人
各種名義変更に伴う必要書類	関係機関

※2020年7月10日以降に、法務局の保管制度を利用した場合、
検認は不要です。



Q. 法定相続分とは？

A. 民法で定められた遺産相続ができる人のことを「法定相続人」といいます。それぞれの相続人が財産を受け継ぐ割合を相続分といい、民法では、法定相続人が取得する財産の割合を定めており、この割合を「法定相続分」といいます。
遺言によって相続分の指定がある場合は、「その指定」に従うのが原則となりますが、遺言がない場合は、この「法定相続分」が基準となります。

◎法定相続分と遺留分の一覧表

続柄	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者と子	1/2(1/4)	1/2(1/4)		
配偶者と直系尊属	2/3(1/3)		1/3(1/6)	
配偶者と兄弟姉妹	3/4(1/2)			1/4(なし)
配偶者のみ	全部(1/2)			
子のみ		全部(1/2)		
直系尊属のみ			全部(1/3)	
兄弟姉妹のみ				全部(なし)

※カッコ内は遺留分を表示しております。

- 実子と養子の相続分は同じです。
- 被相続人の子や兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、孫や甥・姪が相続人になります。これを代襲相続といいます。

Q. 遺留分とは？

A. 遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度です。遺留分を侵害された相続人は、被相続人から多額の遺贈又は贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができます。

- 遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属(子供・孫等)、直系尊属(父母・祖父母等)に限られ、兄弟姉妹に遺留分はありません。
- 遺留分の侵害額請求権は、侵害を知った日から1年または相続開始から10年を経過すると消滅します。

Q. 寄与分、特別受益、特別寄与料とは？

A. 相続人の中の実質的公平をはかるために定められたものです。

- ①「寄与分」とは、被相続人の事業に対する労務の提供や療養看護等により、財産の維持や増加に特別に寄与した相続人は、遺産を分割する前に、相続人全員の協議により、寄与分相当を遺産から優先して取得することができるものです。
- ②「特別受益」とは、特定の相続人が被相続人から婚姻・養子縁組のため、または生計の資本(住宅購入資金、営業資金等)として生前贈与を受けた場合、これを相続財産に加えて各相続人の相続分を計算するものです。
- ③「特別寄与料」とは、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを請求することができる仕組みです。

Q. 農地等の相続税の納税猶予制度とは？

A. 農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により一定の農地等を取得した相続人が、これらの農地等で引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに納税を猶予する制度です。

- この特例には、一定の条件がありますので留意してください。
- この特例は原則として相続税納付期限までに遺産分割協議が完了し、申告することが条件となります。



費用のご案内



ご参考

1 遺言書保管時

項 目	組合員区分	
	組合員(正・准)	組合員以外
取扱手数料(遺言書保管時)	275,000円	440,000円
変更手数料(遺言内容の変更による新たな遺言書の保管時)	44,000円	55,000円
保管手数料	無料	無料

・消費税および地方消費税が含まれております。

2 遺言執行手続完了時

遺言執行報酬

執行対象財産額(債務を除く)に下記の率を乗じた額の合計額に1.10を乗じた額(消費税込み)となります。

項 目		組合員区分	
		組合員(正・准)	組合員以外
JA、信連および農林中央金庫の預貯金、投資信託、国債、地方債、金融債および共済金等に対して		0.24%	0.30%
その他の財産に対して	5,000万円以下の部分	1.60%	2.00%
	5,000万円超1億円以下の部分	1.20%	1.50%
	1億円超2億円以下の部分	0.80%	1.00%
	2億円超3億円以下の部分	0.64%	0.80%
	3億円超5億円以下の部分	0.48%	0.60%
	5億円超の部分	0.40%	0.50%

- ・遺言執行報酬の最低報酬額は、組合員(正・准)は660,000円(消費税込み)、組合員以外は880,000円(消費税込み)となります。
- ・遺言執行報酬の最高報酬額は、組合員区分にかかわらず5,500,000円(消費税込み)となります。
- ・遺言執行報酬の基準となる財産額は相続税評価額です。
- ・お客さまがご自身でお手続された財産については遺言執行報酬計算の対象外となります。

注) 次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ・戸籍謄本等の取り寄せ費用
- ・遺言公正証書の作成費用(公証人手数料など)
- ・預貯金等の残高証明書発行手数料
- ・不動産相続登記に関する諸費用
- ・相続税等の税務申告にかかる税理士報酬 など

公証人手数料(公正証書遺言作成時の手数料)

財産の価額(目的価額)	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円
200万円を超え 500万円以下	11,000円
500万円を超え 1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え 3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え 5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え 1億円以下	43,000円
1億円を超え 3億円以下	43,000円 + 超過額5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え 10億円以下	95,000円 + 超過額5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円 + 超過額5,000万円までごとに8,000円を加算

- 注)
- ・作成手数料は各相続人・各受遺者ごとに別個の法律行為として算定し、それを合計します。
 - ・1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円以下の場合は、11,000円が加算されます。
 - ・公証人に出張を求める場合は、役場外の執務として、日当・交通費(実費)・病床執務加算手数料などが必要になります。
 - ・祭祀の主宰者の指定をする場合の手数料は11,000円です。
 - ・正本または謄本の交付についての手数料は、1枚につき250円です。





JAバンク

JA/JA神奈川県信連

神奈川県信用農業協同組合連合会



代理店

当代理店が行う信託代理業務は契約締結の媒介です。
信連所定の審査があるため、ご希望に添えない場合がございます。

2025年4月1日現在